

2 答申第 1 号

令和 3 年 1 月 7 日

久留米広域市町村圏事務組合

組合長 大 久 保 勉 様

久留米広域市町村圏事務組合

情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 原 清 信

久留米広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 2 7 条第 1 項の規定に基づく
諮問について（答申）

「個人情報開示等の審査請求に関する諮問書（令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け 2 消総第 5 1 6 号）」による下記の諮問について、久留米広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成 2 1 年条例第 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

令和 2 年 5 月 2 7 日付け 2 消総第 2 0 0 号の個人情報開示等請求拒否決定に対する審査請求について

答 申

第 1 審査会の結論

久留米広域消防本部消防長（久留米広域消防本部総務課。以下「実施機関」という。）が行った個人情報開示等請求拒否決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和 2 年 5 月 8 日	実施機関にて個人情報開示等請求書（閲覧・写しの交付請求）を受付
令和 2 年 5 月 13 日	個人情報開示等請求承諾決定
令和 2 年 5 月 13 日	審査請求人からの個人情報開示等請求書（訂正請求）を受付
令和 2 年 5 月 27 日	個人情報開示等請求拒否処分
令和 2 年 8 月 25 日	審査請求人からの審査請求書を受付
令和 2 年 9 月 8 日	審査請求書の補正命令
令和 2 年 10 月 6 日	審査請求人からの補正書を受付

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 2 年 5 月 27 日付け 2 消総第 200 号で実施機関が行った個人情報開示等請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、訂正をしないとした部分の一部訂正を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求書、補正書、令和 2 年 11 月 2 日付け意見書及び口頭意見陳述における審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和 2 年〇月〇日の〇〇〇市〇〇〇〇の交通事故で救急車を要請してもらった際、救急隊員からの病歴の聴取に対し、私は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇科に通院していることと、〇〇〇〇〇〇の検査手続きでは、〇〇〇〇科に行っていることを伝えた。

告書の職業部分の訂正及び既往症部分の削除並びに令和2年救急活動記録票の既往歴等部分の削除について、訂正の請求を行った。

実施機関は、この請求に対して本件処分を決定し、審査請求人に通知した。

2 本件処分決定の理由について

救急活動報告書は、諸施策の基本資料や消防組織法の規定に基づく国への報告及び久留米広域消防本部救急業務規程（平成21年消防本部訓令甲第19号。以下「救急業務規程」という。）第19条の規定に基づき、活動概要等の所要事項を記録することを趣旨に作成しているものである。

平成24年救急活動報告書の事故概要部分は、救急活動の内容を記したものであり、審査請求人の個人情報ではないこと及びその他の部分の請求に関しては、救急活動時に聴取した内容に基づき作成した報告書であり、記載内容に誤りがあるとは認められないため、訂正請求の拒否を決定した。

3 審査請求の経過及び内容について

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年8月25日付けで実施機関に審査請求を行った。実施機関は、当該請求書の記載内容に不備があったため、令和2年9月8日付けで審査請求人に補正を求め、令和2年10月6日付けの補正書を審査請求人から受理した。

補正書に基づく審査請求の内容は、実施機関が決定した本件処分を取り消し、訂正をしないとした部分の一部（令和2年救急活動報告書の既往症部分及び令和2年救急活動記録票の既往歴等部分）について、再度訂正を求めるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

1 個人情報の適正な維持管理及び訂正についての規定

久留米広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成21年条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項第1号は、「個人情報は、登録した業務の目的に必要な範囲内で正確、完全かつ最新のものに保つこと。」と規定している。

また、条例第18条第1項は、「何人も、実施機関が保管等をしている自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。

この点、同項によって訂正を請求できるのは「事実」であり、「評価」「判断」の訂正は請求できない。

2 救急活動報告書及び救急活動記録票の性質

救急業務規程第19条は、「隊員は、救急活動を行った場合は、別に定める報告書及び記録票に救急活動を行った年月日、傷病者の状態、住所、氏名、年齢及び性別並びに活動概要等所要の事項を記録するものとする。」と規定している。

久留米広域消防本部警防規程、救急業務規程及び救助業務規程に関する様式を定める要綱は、救急業務規程第19条に規定する報告書等として、救急活動報告書、救急活動記録票等を規定している。

また、久留米広域消防本部救急行動基準第2章第10節1項(2)は、「救急活動報告書は、救急活動の事実証拠であり、職務執行の事実をありのまま正確に記録する。」と規定している。

これらの規定に照らすと、救急活動報告書及び救急活動記録票は、救急活動時に隊員がいかなる認識でいかなる行動をしたかという職務執行の事実をありのまま正確に「事実」として記録する文書であると理解される。

3 本件で「事実」に誤りがあるかの検討

本件各「〇〇〇」の記載は、「審査請求人に〇〇〇の既往歴があるとの認識を救急活動時に隊員が抱いたこと」を「事実」として記載したものと認められる。一方、隊員がその認識に反して「〇〇〇」との記載をしたと認めるに足りる根拠はない。

この点に関し、審査請求人は、審査請求人の既往歴に関する隊員の認識の正誤を問題にするようである。しかし、救急活動報告書及び救急活動記録票が職務執行の事実をありのまま正確に記録し、これを事後的な検証に供すべき性質の文書であることに照らすと、「事実」として記載されるべきは正誤を問わない隊員の認識である。審査請求人の主張は、「事実」ではなく、その前提となる「判断」の正誤を問題とするものであるから、訂正を請求する理由とはならない。

以上より、本件では、「事実」に誤りがあるとは認められないから、個人情報の訂正をすべき場合にはあたらない。

4 結論

以上によれば、実施機関が行った本件処分は妥当であり、前記「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
令和2年10月15日	実施機関から当審査会に諮問
令和2年10月23日	実施機関から処分理由説明書の提出
令和2年11月 2日 (第1回審査会)	審査請求人から処分理由説明書に対する意見書の提出
令和2年11月10日 (第2回審査会)	実施機関から処分理由の説明及び審議
令和2年12月 1日 (第3回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述及び審議
令和2年12月22日	審議

第7 久留米広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小原 清信
委 員	角倉 潔
委 員	由良 清香
委 員	相澤 直子
委 員	西野 恵子
委 員	山田 三男
委 員	堀田 富子